

令和元年度第2回宇治市情報公開審査会会議録（公開用）

会議名	令和元年度第2回宇治市情報公開審査会
日時	令和元年7月29日（月） 午前10時00分～正午
場所	宇治市役所 7階 703会議室
出席者	（委員）片桐会長 吉田委員 吉松委員 （事務局）秋元副部長 松井副課長 鶴谷係長 古池主任 森岡主任 （傍聴者）1人
<p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について（事務局）</p> <p>（1） 本日の予定について</p> <p>ア 平成30年度情報公開制度実施状況について（報告事項）</p> <p>イ 平成30年度審議会等の会議の公開制度運用状況について（報告事項）</p> <p>ウ 事件番号R元-1 公文書非公開決定に係る審査請求について（審議事項）</p> <p>エ 事件番号H30-3 公文書部分公開決定に係る審査請求について（審議事項）</p> <p>（2） 資料説明</p> <p>事務局から上記ア、イ、ウ及びエに係る資料の説明を行った。資料の説明を行った。</p> <p>3 報告事項 平成30年度情報公開制度実施状況について</p> <p>（1） 事務局から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>（2） 質疑応答</p> <p>（会長） ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。</p> <p>（委員） 職員の問題事象やわいせつ事象に関する事で、請求者に情報提供等を行っていないのか。</p> <p>（事務局） 公文書公開請求のみの対応である。</p> <p>（委員） わいせつ事象以外のところに関しての問題事象でいうと決定単位218番の公開した公文書に教科書受け取りに関する報告書の受理文書と記載されているが、教職員の問題事象が全く公開されていないように思える。例えば、決定単位218番ではどのような部分が公開されているのか、ほとんど非公開なのか。</p> <p>（事務局） 問題事象の内容による。被害児童がいる場合はかなりの部分が非公開とされている。</p> <p>（委員） 児童の氏名等の問題はあると思うが、事象経過の報告内容等はどうか。</p> <p>（委員） わいせつ事象の場合だと、「小学2年の女兒に対して」等と言うと特定されるためあまり細かい内容は言えない。一方で昨年度の審査会でも指摘しているが、</p>	

事情はわかるが、問題事象が起きたときに適切に説明責任を果たさないといけ
ないという問題があり、公文書公開請求があるのは説明が不足していると市民
が感じているからではないか。そのため、存否応答拒否決定はいけないという
話だったと思う。そうだとすると公開できる部分を公開した、公開できない部
分を非公開とした。というだけで説明責任を果たせたかということを常に考え
ないといけない。すなわち、どのような事件がどのように起きたのかという情
報を全部公開するという方法だけでなく、例えば、本市の学校の職員、教職員
がこういうことをしたということを学校名まで言わなくても市民に知らせて明
らかにする責務があるのではないかと思う。どこを非公開とするかは、当該事件
に対してどのように説明しようとしたかに依存しているのではないか。

(事務局) 本市では懲戒処分等が行われた場合の公表に関して一定の基準がある。それ
に該当する案件であれば公表する。教職員の問題事象に関しては教育委員会が
担当する部署になるので、例えば、教育委員会で統計的な方法で公表等してい
るのかどうかまで確認がとれていないので答えることができない状況である。

(委員) 存否応答拒否決定はいけないということで昨年度の決定と変更しているので、
その趣旨をいかし、学校でこういう事が起きたということを混乱をさけながら
適切に説明責任を果たせるよう情報を公開するというよりも、説明文書のような
ものを作成していただければ、運用としてはそれでよいのではないか
と思う。検討いただければと思う。

(委員) わいせつ事象の関係から非公開決定をしたと思うが、わいせつ事象がなかつ
たときは、不存在決定となるのか。

(事務局) 請求内容によるかと思う。わいせつ事象に関するものという請求であれば公
開か全部非公開か、事象がなければ不存在決定という判断になると思う。全て
の問題事象に関してという請求であれば、あえて、わいせつ事象を切り分けて
不存在決定をすることはしないと思う。昨年度の当審査会で存否応答拒否決定を
行ったことについて指摘を受けたと思う。今後も存否応答拒否決定を続けてい
くとなるとわいせつ事象に関してという請求内容でなかったとしても、毎回わ
いせつ事象を切り分けて存否応答拒否決定を行わなければならないという
指摘を受けた。

(委員) 不存在決定を行うとわいせつ事象がないことがわかってしまうということ
であった。しかし、ないことがわかることはいいことではないかという議論もあ
った気がする。そのため不存在決定とする。

(委員) わいせつ事象に関しては、部分公開できる要素は全くないのか。

(事務局) わいせつ事象は教育委員会でも重みのあるものとして受けとめている。昨年
度の当審査会での存否応答拒否決定についての指摘を受け、今回は全部非公開
という決定を行った。情報公開制度の所管課である総務課と教育委員会での調

令和元年度第2回宇治市情報公開審査会会議録（公開用）

整がさらに必要になってくるのではないかと思います。

（委員） 配慮するのはいいが、公開できる部分が全くないというのは、違うのではないかな。

（事務局） 制度の所管課である総務課としては委員の方の趣旨もわかるので、今後調整が必要であると思う。

（委員） 決定単位197番の紫式部文学賞についてだが、一般的には賞が決定するプロセスを公開するが、紫式部文学賞の場合は何もプロセスを公開されないのか、全体的な講評はあるのか。

（事務局） 講評はある。

（委員） 一般的な雑誌に掲載されているような講評はあるのか。

（事務局） コメント等がよせられ、発表されるかと思う。

（委員） 決定単位191番、192番はどのような請求か。

（事務局） 工事の委託事業に関する市が積算した設計書の請求である。請求時点で変更設計書に基づいて委託先の業者と協議を行っている途中での請求であったため、まだ話の内容が固まっていないという理由から宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第4号本市等の内部又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、校正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるものである。変更設計書はまだ協議中であり、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるおそれがあるためということで非公開としている。

（委員） 分かり次第公開するという請求の方法はあるのか。

（事務局） 請求者にはそのような請求方法を説明させていただく。

（委員） それでも、請求者は非公開決定を行って欲しいということか。

（事務局） 請求者に概要を説明したうえで、そのまま請求するという事だったため、非公開決定を行った。

（委員） 他に質問はあるか。紫式部文学賞についてのホームページを確認したが、最終選考にどのような作品が残っているのかまで掲載されていない。直木賞、芥川賞などと違い、この作品が受賞するということがあらかじめ決まっているのではないかという印象を抱かせる側面があるのではないかと思います。市民推薦人等から多くの作品が応募されているが、どこの段階で落選しているのかわからない。先程の問題事象の説明とも関係があるが、説明の方法をもう少し考えたほうがよいかもしれない。例えば、最終選考に3作品残っていて、そこから選んでいるとか、市民推薦人の作品としてこのような作品があったとか選考における中間段階の情報の公開方法を考えたほうがよいのではないかな。市が行っているものなので、歪んでいないことがわかればよい。そこをもう少し考えていただきたい。

令和元年度第2回宇治市情報公開審査会会議録（公開用）

(委員) 決定単位137番の予防接種についてだが、部分公開されている部分でどのような事件や事故が起きているのかわかるのか。

(事務局) 概要については、よくわかるものとなっている。

(委員) 何歳くらいの人に事故があったということはわからないのか。

(事務局) 特定した公文書の中に一覧表のようなものがあり、個人を特定できないが、何歳くらいの子童に対してどのような事故があったかということはわかる。

(委員) 決定単位39番について非公開とした部分がおかしいわけではないが、非公開とした部分に血圧とあるがどういうことか。収集する必要がある情報なのか。情報公開というよりも個人情報保護の関係になるが。毎朝血圧を計っている作業員の血圧データが現場監督だけでなく市にも報告がくるということか。

(事務局) 事前に市に提出していただく名簿に記載する欄があった。

(委員) 必要のない情報を収集しないということは個人情報保護の観点から重要だと思う。手間がかからないのであれば収集する必要はあるのか考えてほしい。

(委員) 建設リサイクル法届出帳について具体的に決定単位何番か教えてほしい。

(事務局) 決定単位27番である。

(委員) 急速に請求が増えているのは何らかの必要性が出ているのか。

(事務局) 平成29年度が9件、平成30年度が21件と請求件数が増えている。平成29年度の9件は同じ方からの請求だった。平成30年度は平成29年度と同じ請求者に加えてもう1人の方が請求していたため、請求者が1人から2人になった。その方たちがそれぞれ定期的に請求されているので請求件数が増えている。

(委員) 具体的にどのような内容か。

(事務局) 家屋の解体等を行う際に本市に提出する必要がある書類であり、どのような家屋の構造でどのような廃材がでたのか、業者に依頼しているのであればこの業者がいくらで契約をし、その工事を行っているのかが記載された書類である。

(委員) 一般の方が書類を提出するのか。

(事務局) 業者が提出することが多い。

(委員) どのような方が公文書公開請求するのか。

(事務局) 法人からの請求で、どこまで必要とされているか詳しくは聞いていない。

(委員) 建築士の氏名は公開しないのか

(事務局) 公開していない。特に公開方法は変えていない。

(委員) 建築士の登録番号や建築士の氏名は公開しているのか。

(事務局) 建設リサイクル法届出帳のことか。

(委員) 違う。決定単位30番である。

(委員) 以前建築士の登録番号を公開しないとあったが建築士の氏名も公開していな

令和元年度第2回宇治市情報公開審査会会議録（公開用）

かったのか。決定単位41番だと土地家屋調査士の印影を非公開としているが、土地家屋調査士の氏名を公開して印影を非公開にしているということか。

(委員) 個人の氏名はすべからく公開していない。かつ、個人の氏名ではない建築士の登録番号については個人を特定される情報であることから拡大的に非公開としている。

(委員) 建築士の氏名はいかがか。

(委員) 建築士の氏名と関係なくすべからく個人の氏名を公開していない。

(委員) 決定単位41番の非公開の部分として個人の氏名、土地家屋調査士の印影と記載されている。図面に土地家屋調査士の氏名が記載されているのでは。

(委員) 図面に土地家屋調査士の氏名が記載されていて、それを非公開としているのではないか。それは図面の信憑性に関わってくる。

(委員) 一度そういう議論したような気がする。

(委員) 法人の代表者の氏名は公開する。専門職については公開しないといことではなかったのか

(委員) 弁護士の氏名も同様に公開しないのか。

(事務局) 弁護士の氏名は個人事業主という扱いで公開している。

(委員) 土地家屋調査士も個人事業主ではないか。

(委員) 個人の氏名というだけで非公開としているのかは公文書を確認しないとわからない。非公開としている部分がどこまで妥当であるかということをして全て審査するわけにはいかない。過去の議論を踏まえながら確認して欲しい。

4 報告事項 平成30年度審議会等の会議の公開制度運用状況について

(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

(会長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。なければ次に移る。

5 審議事項

ウ 事件番号R元-1

公文書非公開決定に係る審査請求について

(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

6 審議事項

エ 事件番号H30-3

公文書部分公開決定に係る審査請求について

(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。

令和元年度第2回宇治市情報公開審査会会議録（公開用）

(2) 審議

7 その他連絡事項等について
次回の審査会の日程等について確認した。

8 閉会

(会長署名)